

報告第 37 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和4年度の  
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり  
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫